

森林吸収源対策に係る財源確保についての 地方財政審議会及び地方団体の意見

平成27年11月20日
地方財政審議会

第二 平成28年度地方税制改正等への対応

5 地方の地球温暖化対策に関する財源確保

我が国の温室効果ガスの削減目標は、一昨年に開催された気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）において、2020年度に3.8%減（2005年度比）と表明された。また、本年開催されるCOP21での合意に向け、約束草案（政府原案）においては、2030年度に26.0%減（2013年度比）とすることを決定している。これらの目標を達成するためには、エネルギー起源CO₂排出抑制対策や、森林吸収源対策等を総合的に推進する必要がある。

国においては、地球温暖化対策を推進する観点から、平成24年10月より、全化石燃料を対象とした石油石炭税の税率を上乗せする措置を導入し、平成26年度に税率を引上げ、平成28年度に最終的な税率の引上げを予定している。

一方、地方自治体においては、森林吸収源対策などの地球温暖化対策について、各地域の風土にあった形で創意工夫しながら様々な分野で中心的に事業を実施している。

現実に地方自治体が果たしている役割を踏まえると、地球温暖化対策の財源を確実に確保することが必要である。国においては上記のとおり、国税である石油石炭税の税率上乗せという形式でCO₂排出抑制対策の財源を確保することとしていることから、石油石炭税の上乗せ分の用途を森林吸収源対策に拡大するとともに、その一定割合を地方へ譲与すべきとする地方自治体からの意見等も踏まえ、地方の財源を確保・充実する制度を構築すべきである。

平成28年11月18日
地方財政審議会

第二 平成29年度地方税制改正等への対応

6 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

我が国の温室効果ガスの削減目標は、2013年に開催した気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）において、2020年度に2005年度比3.8%削減と表明された。また、昨年末のCOP21で締結されたパリ協定に向け政府が提出した約束草案においては、2030年度に、2013年度比26.0%削減することとされている。今後、これらの目標を達成するため、森林吸収源対策を総合的に推進することが必要である。

平成28年度与党税制改正大綱においては、森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとされた。また、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討し、その時期については、適切に判断することとされた。

このため、まずは森林整備等に関する市町村の役割の強化等の施策が講じられることが必要である。その上で、税制等の新たな仕組みを検討する際には、国・都道府県・市町村の森林整備等に係る役割分担等について、一部の地方自治体が独自に実施している超過課税との関係にも留意しつつ、整理するとともに、国民負担のあり方などについて、地方自治体からの意見等も踏まえ、幅広く丁寧な検討が必要である。

森林吸収源対策に関する地方団体の要望等

○ 全国知事会：平成29年度税財政等に関する提案（平成28年10月）

今後、新たな税制等を検討する際には、国・都道府県・市町村の役割分担及び税源配分のあり方などの課題について十分整理するとともに、これまで森林整備等について都道府県が積極的に関わってきていることも踏まえた仕組みとすべきである。その際、現在、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係についても、地方の意見を踏まえて、しっかりと調整すべきである。

○ 全国市長会：平成29年度都市税制改正に関する意見（平成28年10月）

地方の地球温暖化対策に関する財源確保について、今後、税制等の新たな仕組みを検討する際には、国・都道府県・市町村の森林整備等に係る役割分担を整理したうえで、市町村の役割に応じた継続的かつ安定的な財源確保の仕組みとすること。

○ 全国町村会：平成29年度税制改正に関する要望（平成28年10月）

平成28年度税制改正大綱において、「都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」を早期に導入すること。

○ 全国森林環境税創設促進連盟 全国森林環境税創設促進議員連盟 平成29年度地方税制改正に関する要望について（平成28年10月）

平成28年度税制改正大綱において、「都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」を早期に導入すること。

○ 指定都市市長会：平成29年度税制改正要望事項（平成28年9月）

- ① 地方公共団体が地球温暖化対策に果たす役割と責任を踏まえ、エネルギー起源CO₂排出抑制策等の地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるための市町村の税財源を確保・充実する制度を早急に創設すること。
- ② 地球温暖化対策の一環として、森林吸収源対策に必要な財源について、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制等の新たな仕組みを早急に創設すること。また、その検討に当たっては、指定都市を含めた地方団体の意見を十分に反映させること。

全国知事会

森林吸収源対策のための税については、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得るとされたが、これまで森林整備等に都道府県が積極的に関わってきていることについての対応、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係については示されておらず、また、税収を全額地方税財源とすること等の具体の制度設計についても触れられていない。

今後の検討にあたっては、地方公共団体の意見も踏まえながらとされていることから、地方の意見を十分踏まえ、税収は全額地方の税財源となるよう制度設計するとともに、都道府県の役割や都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係について、しっかりと調整するよう強く求める。

全国市長会

森林環境税については、大綱において、具体的な手法の例示や結論を得る時期が明記されたところである。

森林整備の推進は、森林が国土の約7割を占める我が国にとって、重要かつ喫緊の課題であり、そのための恒久財源の確保は必要不可欠なものであるが、国民に等しく負担を求める以上、新たな仕組みの導入に際しては、国・都道府県・市町村の役割分担をしっかりと整理したうえで、我々都市自治体の意見を十分に踏まえていただきたい。

全国町村会

本会が長年求めてきた全国森林環境税の創設については、「個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」と明記された。

これは、我々町村の悲願実現に向けて大きな前進であり、大綱の取りまとめに際し多大な努力を傾けられた与党関係者の方々に厚く御礼申し上げます。